児童手当　申請手続き要否確認フロー

令和 8 年 4 月 1 日時点で大学生年代（18 歳年度末～22 歳年度末まで）のお子さんがいますか。

- いいえ → 手続き不要
- はい → H16.4.2 生～H19.4.1 生までの兄妹を含めて 3 人以上のお子さんがいますか。
  - いいえ → 手続き不要
  - はい → H16.4.2 生～H19.4.1 生までの兄妹について、児童手当の受給者に生計費の負担が生じていますか。（学費・生活費等）
    - いいえ → 手続き不要
    - はい → ◎多子加算の対象です。以下の書類を提出してください。

      （1）18 歳年度末を迎えた子について：**「額改定認定請求書」**

      （2）上記の子を含め、大学生年代の子について：

      「監護相当・生計費の負担についての確認書」

書類を提出し、多子加算として認定された場合、第 3 以降の子の支給額が

３０，０００円/月

に増額となります。

※**「監護相当・生計費の負担についての確認書」**は、18 歳年度末～22 歳年度末までのお子さんの生計費などの経済的負担が受給者に生じている場合に限り必要となります。

※受給者の住民登録が高萩市にあり、他市町村に別居する支給対象対象児童分（18 歳年度末までの子）の手当を受給する場合は、**「別居監護申立書」**を提出してください。